

参考資料3 BID税（負担金）の創設について

1. 既存税法等をベースとした選択肢

○BID税制は、我が国には現在ないため、BID税を創設するためには、次ページに示す既存法令上の制度との関係からみて、次の選択肢がある

①国の法令により新しくBID税制度を創設	・地方財政法改正によりBID税を創設したイギリスのように、地方税法を改正してBID税を創設
②国の法令改正を伴う既存税（負担金）制度の活用	・地方税法改正等で既存制度を部分的に触るか、別法で運用規定を定めるかの、二つの方法が考えられる
1) 税法等の部分改正	・地方税法で一定税率（事業所税）、制限税率（都市計画法）の税率を変更 ・または、法で定められた税（負担金）の用途を変更・追加（都市計画法税、都市計画法の受益者負担金、事業所税）
2) 別法による運用等	・法定外目的税制度を活用してBID税を創設出来ることを、別法（たとえば都市再生特措法）で規定。法定外目的税は地方の裁量で創設できるが、国が基本的なルールを定めて、地方での制度普及を資するイメージ
③法令改正はせずに済む既存税（負担金）制度の活用	・国の法令改正無しに地方でBID税・負担金創設が可能なものは、次の3つの制度 ・固定資産税の不均一課税による、税率上乘せ（地方税法7条） ・市町村法定外目的税制度を活用した新税の創設 ・地方自治法の分担金の徴収（地方自治法224条）

2. BIDからみた、既存制度で活用可能な3つの税・負担金の課題

○国の法令改正は伴わずに地方独自にBID税に使える制度は3つあるが、BID税として活用するとの観点からみた特長・課題は、次の通り。

	特徴	課題
a. 固定資産税の不均一課税	・企業誘致のための減免措置等の活用事例は多い(6条の減免規定によるもの) ・法定外税のように一から制度設計をしないで済むため、徴税技術的には楽な面がある	・BID地区毎に税率や課税客体を変えるような柔軟な運用(Ex. 小規模企業や業態で税率を変える)が可能か? ・普通税であるため、超過徴収額を「BID活動のために」など目的税的に使えるか?
b. 法定外目的税	・地区毎に税率や課税客体を変えようか、税の用途等は、ルールを定めることが可能であり、柔軟性は高い	・課税客体・標準をどうするか? 過重かどうかの判断はどうなるか?
c. 地方自治法／分担金	・法的には税と同様の強制力を持つもの ・法定外税と同様、徴収ルールを自由度高く設定可能（用途については法定外目的税より制約が強い）	・「特に利益を受ける者」から徴収可能であり、「特に利益」をどう説明するか? ・公共団体の行為による「特に利益」であると解されるとすれば、BID事業のうちどこまで分担金を充てられるか? ・あまり大きな額の徴収は難しい?

■BID税に関連する我が国の既存税等の整理

注) 法の条文を引用している箇所では、一部言葉を省いている箇所がある

税		目的規定等	課税客体	税率等	BID税の観点からみたコメント
既存税	固定資産税 (法 341~441 条)	普通税	土地、建物、 償却資産	(現行) 標準税率 1.4%	・一部の地域を対象に税率を変更すること(不均一課税)は、公益あるいは一部の利益に係る場合には、法第6条(減税規定)、第7条(増税規定)により可能 ・課税対象は、土地・建物ともか、建物だけか
	都市計画税 (法 702 条)	目的税(702 条) 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地地区画整理法に基づいて行う土地地区画整理事業に要する費用に充てるため、(中略)都市計画税を課することができる	土地、建物 評価基準は固定 資産税と同じ	(現行) 制限税率 0.3%	・税の目的が法定の事業目的であるため、 <u>非都計施設の維持管理やプロモーションは非該当</u> ・制限税率であり、 <u>税率を上げるには法改正が必要</u>
	事業所税 (法 701 条)	目的税(701 条の 30) 指定都市等は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所税を課するものとする(701 条の 73 に用途規定あり)	一定の規模以上の 事業所	(現行) 一定税率 資産割(床面積)+従業員割 (給与総額)	・一定税率であるため、 <u>税率変更は法改正が必要</u> ・税の目的は、都計税よりは柔軟だが(法定事業に限らない)、BIDの活動の多くは該当しない。ただし、政令で用途を定めることができる
新税	市町村法定外 目的税 (法 731~733 条)	総務大臣の同意(733 条) 次に掲げる事由のいずれかががあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。 ① <u>国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること</u> ②地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること ③前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして 適当でないこと	左①下線の規定があるが、負担が過重でなければ、課税客体は既存税と同じでも構わない	必要な経費又は利益の限度によって額は決定	・既存税の課税客体から徴収することが、徴税技術的には望ましい ・固定資産税ベース?事業所税ベース? ・税負担が過重にならないかの検証が必要
税以外	地方自治法 分担金	224 条 普通地方公共団体は、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、 <u>当該事件により特に利益を受ける者</u> から、 <u>分担金を徴収することができる。</u>	一部に利益のある事件の受益者	利益の限度によって額は決定(応益原則。税は応能原則)	・都市計画法ベースの受益者負担よりは対象に自由度があると推定される ・負担金の対象となる事業は明確ではないが、基本的には地方公共団体が執行する事業と解される
	都市計画法 受益者負担金	75 条 都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、 <u>当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる</u> 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、市町村が負担させるものにあつては市町村の条例で定める	都市計画事業によって受益するもの	利益の限度によって額は決定	・受益の元となる事業は都市計画事業に限定されており、BIDの活動による受益に対して負担金を取ることは難しい(都市計画税と同じ目的規定上の問題)

■関係法の条文の抜粋

【地方税】

地方税法 基本的事項の抜粋

(市町村が課することができる税目)

第五条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等(第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。)は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- 一 都市計画税
- 二 水利地益税
- 三 共同施設税
- 四 宅地開発税
- 五 国民健康保険税

7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

引用者注) 上記3項、7項が、法定外市町村税を起すことができる規定

(公益等に因る課税免除及び不均一課税)

第六条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(受益に因る不均一課税及び一部課税)

第七条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

引用者注) 6条は特定の地域等での免税・減税、7条は同じく増税が出来る規定である。ただし、当該税の税率が制限税率(上限が定められるもの。Ex.都市計画税)や一定税率(税率が固定されているもの。Ex.事業所税)の場合、6条、7条の適用はできない。

【法定外目的税】

地方税法

第八節 法定外目的税

(法定外目的税の新設変更)

第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

- 2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。)であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第七百三十二条 総務大臣は、前条第二項の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る法定外目的税の新設又は変更について異議があるときは、総務大臣に対してその旨を申し出ることができる。

第七百三十二条の二 総務大臣は、第七百三十一条第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

(総務大臣の同意)

第七百三十三条 総務大臣は、第七百三十一条第二項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

【分担金、負担金】**地方自治法****第三節 収入****(地方税) 第二百二十三條****(分担金)**

第二百二十四條 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(使用料) 第二百二十五條**(旧慣使用の使用料及び加入金) 第二百二十六條****(手数料) 第二百二十七條****(分担金等に関する規制及び罰則)**

第二百二十八條 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。 (以下略)

2、3 (省略)**(歳入の収入の方法)**

第二百三十一條 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一條の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4～10 (省略)

引用者注) 231 条、231 条の三は、負担金等の納入義務を定めたものであり、231 条の三の「地方税の滞納処分の例により処分することができる」というのは、「国税徴収法」のルールを適用することである。要するに、分担金は、税と同様の徴収方法が採れるということを定めている。

都市計画法

(定義)

第四条

15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第五十九条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

第二節 都市計画事業の施行

(受益者負担金)

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

- 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。
- 3 前二項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
- 4 前項の場合においては、国等は、政令(都道府県又は市町村にあつては、条例)で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。
- 5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。